

2023年3月17日

「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン」の  
一部改定について（認定申請で受け入れる試験結果の要件に係る改定）

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 改定の経緯

エコマークが認証機関として認定を受けている ISO/IEC17065 では、評価活動を外部委託する場合、試験については ISO/IEC17025（一致規格： JIS Q 17025。以下、同じ）の要求事項を満たす試験所に委託することとされている（ただし、認証機関の内部の専門知識を利用できる場合等は適用されない）。しかし、エコマークの各商品類型で採用されている試験方法は多岐に亘り、それらの試験方法を実施でき、かつ前記の要求事項を満足する国内の試験所は限られている現状にある。このため認定申請で受け入れる試験結果は、ISO/IEC17025 を満たす試験所による実施を要件としていないが、提出された試験結果に疑義がある場合、実施した試験所以外の ISO/IEC17025 認定試験所等による再試験の要請、「認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメントに関する規程」に基づく ISO/IEC17025 の試験所・校正機関の能力に関する知識を有する要員立ち会いのうえで再試験の実施、または試験所の現地確認を行うこととしている。

今後、エコマークの国際的な信頼性をさらに高めていくためには、ISO/IEC 17025 の要求事項を満たす利用可能な試験所が国内に存在する場合には、そうした試験所を活用し、受け入れる試験結果の要求レベルを高めていくことが望ましい。

そこで今後は、新たに認定基準を制定または新 Version に見直しを行う際、ISO/IEC 17025 の要求事項を満たす試験所が既に存在し、かつ、その試験が認定基準の中核となる場合、原則として同試験所の試験結果を求める方針とするよう表題のガイドラインの改定を上程する。改定後は、認定基準の新規策定および新 Version への見直しの際、基準策定委員会において ISO/IEC17025 試験所要件の採用如何が検討されていくこととなる。

「1. エコマーク事業実施要領 第1章 総則 3-2①」およびガイドラインの規程に基づき、次項の改定について運営委員会の承認を賜りたい。

## 2. 改定箇所（~~——~~を削除し、赤字下線を追加）

「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン」

### II-3.認定基準書の記述範囲とその様式

別紙「認定基準書フォーマットにおける各項目の記載内容」

基準への適合の証明方法で試験成績証明書の提出を求める場合、~~可能な限り、ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025)認定試験所による実施を要件の~~要求事項を満足する利用可能な試験所が既に存在し、かつ、その試験が認定基準の中核となっている場合は、原則として同試験所の試験結果を求める方針とする。ただし、認定試験所の数や地理的分布、処理能力等を勘案して要件とすることが難しいと判断される場合には、試験能力を有すると認められる機関や製造者の試験所等によることもできる。

## 3. 改定日 2023年4月1日予定

以上